

鹿児島大学法科大学院の募集停止に関する会長談話

国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）は、本年4月25日、同大学大学院司法政策研究科（以下「鹿児島大学法科大学院」という。）について、平成27年度から入学者の募集を停止すると発表した。

宮崎県弁護士会は、平成14年6月3日、鹿児島大学法文学部との間で、法科大学院の設置及び運営・教育に関する協定を締結し、その協定に基づき、平成16年4月の開校以来、移動に片道2時間を要する中にあっても継続的に実務家教員を派遣する等法曹養成に関連する様々な場面において全面的に協力してきた。

鹿児島大学法科大学院は、これまで司法試験合格者を13名輩出し、その中からこれまで弁護士不在であった宮崎県西都市で開業する弁護士が出る等、法の支配を日本の隅々にまで行き渡らせるために地方の法科大学院に要請された、地域司法の担い手を育てるという役割をまさに実現してきた。近時の入学志願者の減少や合格率の低迷等の指摘に対しても、強い危機感を持って改善に取り組み、入学者の競争倍率確保や、学生からの授業評価を取り入れる取組み等を実施してきたが、その道半ばでの今回の鹿児島大学法科大学院の募集停止の発表は、当会としても極めて残念なものと言わざるを得ない。

今後新たな入学者がいなくとも、鹿児島大学法科大学院には在校生のほか司法試験の合格を目指す多数の修了生がいることから、当会としては、鹿児島大学法科大学院に対し、今後とも、これらの学生や修了生に対する最大限の教育を施すよう求めるほか、当会としても支援を継続していく決意である。

平成26年5月21日

宮崎県弁護士会

会長 柏田 芳徳

